

第二次新上五島町特定事業主行動計画 (前期計画)



次世代育成支援のプログラム
～仕事と子育ての両立推進～

平成27年3月 新上五島町

1. はじめに

本計画を策定するにあたり、国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国、地方公共団体や企業は、同法に基づく10年間の計画的・集中的な次世代育成支援対策の推進を図ってきたところですが、町においても、平成17年4月に「新上五島町次世代育成支援プログラム」を策定し、平成17年度からの5年間を前期計画期間、平成22年度からの5年間を後期計画期間として、次世代育成支援対策に取り組んできました。

このように、国や地方公共団体等が、それぞれの取り組みを実施してきましたが、依然として少子化の流れが変わり、こどもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えず、次世代育成支援対策の取り組みを充実していく必要があることから、国においては、次世代育成支援対策推進法の一部改正を行い、同法の有効期限を10年間延長しました。

こうした状況を踏まえ、新上五島町においても、現「新上五島町次世代育成支援プログラム」を新たに「第二次特定事業主行動計画」と位置づけ、平成27年度から平成31年度までの前期計画を策定し、これまでの取り組みをさらに充実させ、職員の仕事と子育ての両立を目指して取り組んでいきます。

この計画の実践を通じて、職員一人ひとりが次代を担う子どもたちの誕生とその健やかな育成の必要性を理解し、お互いに助け合っていく意識を持ち、「新上五島町ワーク・ライフ・バランス労使宣言」をより一層推進し、子育てにやさしい職場づくりを行っていきます。

平成27年3月20日

新 上 五 島 町 長
新 上 五 島 町 議 会 議 長
新上五島町消防本部消防長
新上五島町選挙管理委員会委員長
新上五島町代表監査委員
新上五島町農業委員会会長
新上五島町教育委員会

2. 計画の期間

次世代育成支援対策推進法の一部改正により、法律の有効期限が平成37年3月31日まで、10年間延長されました。

第二次新上五島町特定事業主行動計画（前期計画）は、その前半の期間である平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間の計画期間とします。

ただし、必要に応じて随時見直しを行います。

3. 計画の実施にあたって

行動計画は、原則として町長部局をはじめ議会、教育委員会、消防と各行政委員会で働くすべての常勤職員を対象とします。

また、計画の推進にあたっては、特定事業主としての取り組みだけでなく、全ての職員が、各々の立場で子育てやその支援に向けて、積極的に行動することが必要です。

具体的に、各任命権者の服務・庶務担当は、行動計画の実施状況を把握し、その結果を町長部局の人事担当課に提出するものとします。人事担当課は、年1回程度の課長会議等において、各職場の行動計画実施状況を点検し、その結果を新上五島町職員次世代育成検討委員会に報告することとします。

課長会議等からの報告を受けて、新上五島町職員次世代育成検討委員会等で、実施状況を把握し、必要に応じて具体的な行動計画の見直しを行います。

4. 具体的な行動計画

職員一人ひとりが、仕事だけでなく、家庭や地域生活などにおいても充実した時間を過ごすためには、「新上五島町ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」を意識しながら、日頃の業務に取り組むことが必要です。

また、5町合併から10年を経過した現在でも、職場環境の変化などにより、従来と違った新たなストレスに悩まされている職員も少なくありません。

このようなことから、支世代育成のためには、「職員一人ひとりの心の健康」が必要であります。その対策として、メンタルヘルスへの関心・知識に対する研修等の実施などを個別行動計画に含めます。

■行動計画のスケジュール

前期行動計画〔H27年度～31年度〕		後期行動計画〔H32年度～36年度〕	
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
・検討	・ソフト面の確立	・前5年のチェック	・体制の確立
・職員の意識改革	・ハード面の検討	・制度面の検討	

■行動目標

実施目標1：地域行事、学校行事等への参加

子どもに接する機会や理解する場が少なくなっていることから、授業参観などの学校行事や、地域における子育て支援活動に、積極的に参加し、貢献できるように支援していきます。

目標値；年間 2回 達成率 80%

実施目標2：定時退庁マイホーム活動

職場環境の変化や事務量の偏りなどから、職員の時間外勤務が常態化している職場の改善に向けて、本町においては、毎週水曜日を「ノー残業デー」としていますが、水曜日の実施が難しい職場においては、所属長が、職場の状況に応じた曜日を「ノー残業デー」として設定するなど、週1回の「ノー残業デー」を徹底し、時間外勤務縮減に努めます。

目標値；毎月第1・第3水曜日 達成率 100%

実施目標3：育児の日(毎月19日)の前後を含め年次有給休暇取得

時間外勤務縮減をはじめ事務の改善をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの観点から年次有給休暇の取得の促進に取り組みます。

目標値；毎月1回 達成率 80%

実施目標4：土・日曜日を含めた3連休の取得

土・日曜日の前後の金曜日又は月曜日の年次有給休暇取得を啓発するとともに、余暇を活用した旅行や家族サービスを奨励します。

目標値；年間3回 達成率 80%

以上の目標に向け取り組みを平成27年4月から実施します。

5. 本行動計画の目標を達成するために

この行動計画の実施を通じて、職員の皆さんが次世代育成の重要性を認識し、仕事と子育ての両立支援の対する様々な取り組みに積極的に参加し、次代を担う子どもたちの健やかな成長に貢献することを期待します。

また、「新上五島町ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」を推進することにより、皆さんの過ごす時間が今よりもさらに価値のある、充実したものとなることを願っています。

6. 行動計画の位置づけ

本行動計画は、法の主旨を踏まえ、町全体の総合的な子育て環境の整備を目的とした「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、男女共同参画に対する意識高揚や男女がともに働きやすい環境づくり等を定めた「新上五島町第2次男女共同参画基本計画」とも互いに連携するものです。

行動計画の位置づけ

